様式第41号(第33条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

様

藤崎町長

子育てのための施設等利用費支給決定通知書

　先に申請のありました子育てのための施設等利用費請求について審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設等利用給付  認定保護者氏名 |  |
| 認定こども氏名 |  |
| 給付額 |  |
| 支払年月日 |  |
| 支払方法 |  |

教　示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、藤崎町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、藤崎町を被告として（訴訟において藤崎町を代表する者は、藤崎町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。